

「民間給与実態統計調査」民間競争入札実施要項（案）の主な審議の内容

<落札者決定に当たっての評価方法について>

- 平成 22 年 12 月に確定した事業の評価を踏まえ、民間事業者が提出する企画書において、正確な統計データを作成するための方策について提案を求め、落札者の決定に当たって適切に評価するものとなっているか。

〔国税庁の見解〕

調査票の内容の確実なデータ化に係る措置について、企画書内容及び評価項目に追加するとともに、業務の内容においても、確実に調査票の内容がデータ化されていることを確認する工程を設けることを追加した。

<モニタリング（報告）について>

- 事業の評価を踏まえ、平成 22 年分調査で実施するような適切なモニタリングを通じて、民間事業者に対する適時・適切な助言等を行う体制がとられているか。

〔国税庁の見解〕

事業者からの報告（モニタリング）に合わせて、情報交換の場を設けることを明記するとともに、平成 22 年分調査の報告内容に準じて、調査票の回収・督促状況、疑義照会の報告様式を修正した。

<情報開示について>

- 事業の評価を踏まえ、事業実績のない民間事業者においても実施状況を踏まえた工夫（企画書の提案）が可能となるよう、実施状況について十分な情報開示がなされているか。

〔国税庁の見解〕

平成 21 年分調査における受託事業者の実施体制や督促の方法、個票審査・疑義照会の件数等、業務の実施に必要な情報を適切に情報開示した。

<その他>

実施要項作成の指針や他の統計調査業務の実施要項の内容を踏まえ、業務の引継ぎ、業務の改善策の作成等について明記するとともに、「落札者決定に当

たつての評価項目」について得点配分の変更を行うなど、現行事業の実施要項から内容の充実を行った。また、事業の評価の時期及び評価のための実施状況等の提出時期を明記した。